

協議の場での自由意見交換・質疑応答

地区	質問	回答
古城・中和・萬歳	農地利用集積が廃止された後の新しい売買制度（800万円控除）について、他の県で始まっているのに千葉県ではなぜ始まってないのか。	地域計画策定後は千葉県園芸協会で売買を行うことになっており、現在内容を精査中。年明けには売買を行えるようになる見通し。
	中間管理事業でいう「基盤整備や維持管理」とは、具体的に何を指すのか。	畔を取ったり、用水の一部分を修繕したりといった簡易な基盤整備（耕作条件改善事業）指す。千葉県では千葉県園芸協会単体ではなく、土地改良区などと連携しながら進めているのが一般的。
	地域計画における集積率の「分母」と「分子」は何を指すのか。	分母は地域計画の区域面積（主に農用地区域内の田畠）。分子は地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者等）が耕作する農地面積。
	新規参入者が農機具の貸し出し、メンテナンス、指導などを利用できる仕組みはあるか。	匝瑳市では中古機械の貸し出し事例があるようだが、この地域では把握できていない。JA（農業協同組合）が事業主体となることで、補助金の受け皿となり得る。
	農地の集約化(交換など)は、行政側から具体的な提案があればスムーズに進むのではないか。	土地の貸し借りや交換は、本来この地域計画の話し合いの場で情報交換を通じて進めるべきもの。もっと多くの人を呼んで話し合いをできるよう、皆さんからも声掛けして欲しい。目標地図の精度を上げるために、認定農業者の更新時などに耕作地を確認しており、精度が上がれば話が進むと考えられる。
	故人名義の所有者不明農地について、個人での調査に限界があるが、どうすればよいか。	農業委員会が毎年行う農地パトロールで相続人の調査、所有者の意向調査を実施している。借りたい場合、中間管理事業を利用して、借り手が地代相当額を裁判所に供託することで借りられる仕組みがあり、手続きも簡単になっている。
	農地を園芸協会に預けても、借り手が見つからなかった場合、その農地が草だらけになるが、誰が管理責任を負うのか。	マッチングができない限り協会側で借り受けはできず、それまでの間は個人の所有であるため、協会側では管理しない。農業委員や土地改良区とも情報を共有し、借り手を探す努力が必要。
	北総東部用水に入る谷津田など、作りにくい農地は借り手が見つからず、耕作放棄地が増える一方だが、どう対応するのか。	アイデアとしては整備された平場の農地を借りる際に、上の谷津田もセットで借りてもらうといった対応くらいしか考えられない。
	匝瑳市のように手厚い補助事業を活用すべきではないか。	匝瑳市は、農地利用効率化等支援交付金をうまく活用した。この事業は、農地の集積率60%を目標とする計画を作ると最大1500万円の補助が出るが、60%未満だと限度額が300万円となる。旭市も目標を60%以上とする予定であり、この補助事業を活用できる見込みである。
	農地の借り入れに関する制度はどの程度周知されているのか。	市としてホームページや広報で情報提供しているが、周知が十分にできていないのも事実。今後はより広く情報が提供できるように努める。
中央・矢指・富浦	地区外の耕作者が隣接する農地を耕作している。農地集約を進めたい場合農業委員会や中間管理機構に仲介を依頼できるか。	希望者から農地を借りたい等の「申し出」があれば、地元の農業委員を通じて相手を探すという形で対応している。現時点では、相手方の意向が不明な段階で積極的に介入することはない。
	農地集積率の目標向上が掲げられているが、「申し出があれば動く」という受け身の体制で、どうやって目標を達成するのか。市のより積極的な関与が必要ではないか。	この問題は重要な課題として認識している。地域計画はまだ始まったばかりで手探りの状態だが、今後は耕作者のマッチングなどについて工夫し、順次動けるようにしていきたい。
	収益性向上のため、二期作は可能か。特にお盆以降の用水供給について、土地改良区は対応できるか。	用水の取水権や農業電力の契約期間が8月末までとなっているため、それ以降の用水供給はできない。現状では二期作は難しい。
	「耕作放棄地」とは、どの程度の状態を指すのか。再生事業の対象となる基準は何か。	「耕作放棄地」は一般的に使われている言葉であり、機械で再生可能な土地を「遊休農地」、森林化して再生が困難な土地を「荒廃農地」と区別している。市の補助事業の対象は主に「遊休農地」に該当する土地である。
	以前あった県の重機を使った耕作放棄地再生事業は現在もあるか。なければ、市から県へ要望してほしい。	対象事業は県の財政的な理由もあり、現在はなくなっている。しかし、耕作放棄地の解消は重要課題であるため、市として引き続き県に要望を出していきたい。
	耕作放棄地の地権者が不明な場合、農業委員会で教えてもらえるか。	個人情報のため直接の回答は難しい。地元の農業委員を通じて相談いただければ、委員の業務として対応できる場合がある。

地区	質問	回答
飯岡・三川	「耕作放棄地」「遊休農地」どちらが正しいのか。	「耕作放棄地」は一般的通称。法律上は「遊休農地」。過去には「荒廃農地」という分類もあった。
	10年程前に、自己所有地に耕作放棄地があると補助事業を断られたが、要件は現在も同じか。	10年前は国の補助で要件が厳しかった可能性がある。現在は市の単独事業であり、所有地に耕作放棄地があっても対象外とはならない。認定農業者等が利用権設定を行うことを条件に上限10万円で補助（予算状況による）。
	他県で再開している集積事業を千葉県でも再開できないか。	集積事業（利用権設定等促進事業）は全国で廃止されており、再開していない。再開されていると思われるのではなく、代替として「農地中間管理事業」と思われ、売買等に関して千葉県は遅れている。
	土地を所有者が貸してくれない場合の対処法は。	農業委員によるパトロール・意向調査・仲介は可能だが、地主の意向が最優先で強制は不可。介入には限界有り。
	「農地利用効率化等支援事業」とはどのような事業か。	認定農業者等が大型機械（トラクター・コンバイン等）購入時の融資を補助する国の事業。目標集積率6割以上だと手厚くなる。
	市外からの新規就農者募集の状況はどうか。	新規就農者（市外転入）年間23名。市の家賃補助利用者は令和5年12名、令和6年11名。親元就農補助は令和5年24名、令和6年30名。
	イノシシ被害が深刻。市で箱わな貸し出しは可能か。	箱わなの直接貸し出しは行ってないが相談は可能。獣友会と協力した対策や、集落での対策用資材購入に補助金を出すなど支援。獣友会の高齢化で地域協力が必要。
	アライグマ等の捕獲を進めるべきではないか。	捕獲の必要性は認識している。他市の先進事例（一斉捕獲の期間・場所）を参考に市として取り組みたい。
	東総用水を使用したいが可能か。	質問者の地区は配管が通っていないため使用できない。
共和・琴田・豊畠・干潟	農地中間管理機構で契約中に耕作放棄された場合、機構が次の借り手を見つけるまでの間、維持管理や賃料支払いはどうなるのか。	残りの契約期間中は千葉県園芸協会（農地中間管理機構）が管理し、賃料も支払う制度となっている。
	農地中間管理機構を利用し、次の借り手が見つからない場合、どう対応するのか。	契約満了時に再度意向を確認する。次の借り手が見つからない場合は、機構だけでなく、市や農業委員等と情報共有し、連携して探す。
	旭市で実際に機構を通じて貸したもの、借り手が見つからず放置されているようなケースはあるか。	途中で返却されたケースや、高齢等で耕作できなくなったケースはある。その際は関係機関と連携して借り手を探している。
	集積率を上げると、小規模農家が辞めさせられるような話になるのではないか。	規模の大小で選別するわけではなく、将来の耕作状況（担い手）を正確に把握し、目標地図を埋めていくことで率を上げる。要は10年後の担い手の捕捉率である。補助事業を活用するために必要となってくる。
	なぜ利用集積事業が廃止されたのか。	基盤強化法改正に伴い、利用集積計画から農地中間管理事業へ国の政策がシフトしたため。
	無理に集約しなくとも、儲かる農業なら維持できるのではないか。資材高騰等で厳しい中、集約にこだわりすぎないほうが良い。	地域計画は現状の担い手を把握し、地域でだれが農業を担っていくかを考えることが第一である。ご指摘通り、何が何でも集約をするわけではなく、農業生産を維持するための一手段である。
	農地中間管理機構（千葉県園芸協会）のPR不足を感じる。組織の仕組みや関係性はどうなっているのか。	PR不足は課題として認識している。千葉県園芸協会が千葉県から唯一指定を受けた「農地中間管理機構」であり、知事が会長を務める組織体制となっている。
	湿田など条件の悪い田を改良するための助成制度はあるか。	千葉県の「耕作条件改善事業」がある。地域で2人以上の組織を作り、市を通じて相談・交渉する必要がある。複数の市をまたぐ場合も相談可能である。
	旭市には、新規就農者の確保・育成のための具体的な研修プログラムはあるか。新規就農者は手探りで、離農してしまう人もいる。離農させないような取り組みを行っていかなければいけないのではないか。	具体的なプログラムは現在ないが、市役所、農協、農業委員会、高校、農業事務所が連携し、農業技術、資金調達、農地の問題などに関するワンストップの支援窓口を設けている。また、相談を受けた作物に基づく、農家の研修案内などを市が行っている。先進事例なども踏まえて離農問題について検討していく。
嚙鳴・鶴巻・滝郷	旭市には旭農高があるので旭中央病院の看護学校のように、寮などをつくり、全国から人を集めなど、農業を携わる人をどう育てるのか、主体的に考えてもらいたい。	市でも旭農高の運営協議会に出席しているため、提案させてもらう。
	イノシシ対策を強化してほしい。	イノシシが増加していることを認識している。地元で防護柵を設置したり、イノシシが集まる原因となる野菜くずの管理や、寝床となる場所の草刈りなどの対策が効果を上げた。さらにその対策を広めるため、令和8年度から実施隊を組織してイノシシ対策を続けていく。
	土地所有者の多くが高齢になってきていると思われ、協議の場に参加するのが難しくなっていると思う。それを行うようにサポートしていくかも問題だと思う。	市でもどのように多くの方を協議の場に呼び込むか画策しているが、なかなか良い案が浮かばない。地域将来の農業を考える場であるので、案が浮かんだら提案していただきたい。
	耕作放棄地再生事業を利用させてもらったが、農地中間管理機構との契約が終わらないと作業できないといわれて、作業が非常に大変になった。もっと柔軟な運用はできないのか。	本来、事業申請する日の1年前からその年度末までに契約を結んでもらえればよい。説明不足もしくは、誤りがあったようで申し訳ない。
	地域計画の集積率には営農計画書の数字は反映されているのか。それを使えばいいのでは。	営農計画書は反映させている。営農計画書に畠の記載がなく集積率が低い一因となっている。